

議案第 2 1 号

石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、旭台会館の利用料金を改正するため。

石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例

石岡市旭台会館条例（平成18年石岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表 1 旭台会館利用料金の表を次のように改める。

1 旭台会館利用料金

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	摘要
多目的ホール	1,360	1,680	1,990	定員50人
視聴覚室全	1,890	2,310	2,720	定員90人
視聴覚室1	1,260	1,470	1,680	定員54人
視聴覚室2	1,050	1,260	1,470	定員36人
和室	1,150	1,360	1,570	20畳
会議室（地下）	630	840	1,050	定員15人
会議室（1階）	840	1,050	1,260	定員15人
会議室（2階）	1,050	1,260	1,470	定員20人

備考

- 1 使用時間がこの表の区分の全時間に満たない場合でも、その区分の利用料金とする。
- 2 営利宣伝その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は、規定利用料金の5割増とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。